

カット・ドゥ・スクエア利用規約 新旧対比表		
【旧】 2.1版（2013年4月1日）	【新】 2.2版（2020年3月30日）	変更理由
目次 第12章 （本システムの 利用停止 ）	目次 第12章 （本システムの利用の 停止 ）	誤記
序文 カット・ドゥ・スクエア利用規約（以下、「本規約」という。）とは、医薬品若しくは医療機器の治験依頼者及び製造販売後臨床試験依頼者並びに治験国内管理人、実施医療機関、治験審査委員会、開発業務受託機関又は治験施設支援機関（以下、あわせて「利用組織」という。）が、公益社団法人日本医師会 治験促進センター（以下、「センター」という。）が提供する 新統一書式入力支援システム である「カット・ドゥ・スクエア」（ソフトウェア及び設備並びにサービスを含む。以下、「本システム」という。）を利用する際の条件等を規定するものであり、 利用組織は本システムの利用にあたっては本規約を遵守するものとします。	序文 カット・ドゥ・スクエア利用規約（以下、「本規約」という。）とは、医薬品若しくは医療機器 又は再生医療等製品 の治験依頼者及び製造販売後臨床試験依頼者並びに治験国内管理人、実施医療機関、治験審査委員会、開発業務受託機関又は治験施設支援機関（以下、あわせて「利用組織」という。）が、公益社団法人日本医師会 治験促進センター（以下、「センター」という。）が提供する 治験業務支援システム である「カット・ドゥ・スクエア」（ソフトウェア及び設備並びにサービスを含む。以下、「本システム」という。）を利用する際の条件等を規定するものであり、 利用組織は本システムの利用にあたっては本規約を遵守するものとします。	再生医療等製品の追加 システム形容変更
第1条 利用組織は、医薬品若しくは医療機器の治験 又は 製造販売後臨床試験の実施に必要な範囲において、本システムを利用することができるものとします。	第1条 利用組織は、医薬品若しくは医療機器 又は再生医療等製品 の治験 及び 製造販売後臨床試験の実施に必要な範囲において、本システムを利用することができるものとします。	再生医療等製品の追加
第14条 3. センターは、第1項の規定により利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ それぞれ その旨を契約者に通知するものとします。但し、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。	第14条 3. センターは、第1項の規定により利用契約を解約しようとするときは、には、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。但し、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。	誤記
第18条 6. 提供・開示等の受付方法・窓口 センターが保有する契約者等個人情報に関する問い合わせは、以下の方法にて受け付けます。なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合があります。 【受付手続について】 《受付の方法・窓口》 ・郵便 〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート 17 階 公益社団法人日本医師会 治験促進センター カット・ドゥ・スクエア担当 ・電話 03-5319-3797 ・電子メール ctDOS2@jmacct.med.or.jp	第18条 6. 提供・開示等の受付方法・窓口 センターが保有する契約者等個人情報に関する問い合わせは、以下の方法にて受け付けます。なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合があります。 【受付手続について】 《受付の方法・窓口》 ・郵便 〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート 18 階 公益社団法人 日本医師会 治験促進センター カット・ドゥ・スクエア担当 ・電話 03-5319-3797 ・電子メール ctDOS2@jmacct.med.or.jp	住所変更